

## 島田市工事費内訳書及び業務委託費内訳書取扱要領

最終改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市が発注する建設工事及び建設業関連業務（以下「工事等」という。）に係る入札について、入札における不正行為及びダンピング受注の排除を徹底するとともに、入札参加者の積算努力の促進を図るため、入札者に島田市電子入札運用基準（平成20年4月1日制定）第8に規定する工事費内訳書又は業務委託費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する案件については、1回目の入札に限り、内訳書の提出を求めるものとする。ただし、入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）において提出を求めないこととした案件は除く。

- (1) 制限付き一般競争入札で執行する案件
- (2) 格付公募型一般競争入札で執行する案件
- (3) 総合評価競争入札で執行する案件
- (4) 指名競争入札で執行する案件
- (5) 随意契約で契約検査課が執行する案件

(内訳書提出対象である旨の周知)

第3条 入札公告等により提出対象である旨を通知する。

(内容)

第4条 当該工事等に係る設計書の内訳書に記載されている各項目に対応する金額を表示する。

(提出時期)

第5条 内訳書の提出は入札書の提出と同時に行うものとする。

(内訳書及び入札の取り扱い)

第6条 内訳書及び入札の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 内訳書が別表中のいずれかに該当する場合については、島田市建設工事等競争契約入札心得に基づき、指示した条件に違反して入札した者の入札として、無効として取り扱うものとする。
- (2) 内訳書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (3) 内訳書は返却しない。
- (4) 内訳書が別表の12に該当する場合で、入札参加者の責に帰すことが明白な場合以外は、発注者はあらためて内訳書の提出を求めることができる。
- (5) 内訳書に誤字、脱字等の軽微な不備がある場合は、入札心得の規定にかかわらず、無効としないことができる。
- (6) 内訳書の確認によって次の各号に該当する場合は、談合の疑義があるものとして「談合情報対応マニュアル」により対応する。

ア 他の業者の内訳書が添付されたもの

イ 手書きで筆跡が同一と判断されるもの

ウ その他談合が推測される記載・入力等があるもの

附 則

この要領は平成 26 年 11 月 1 日以降通知するものから適用するものとする。

附 則

この要領は平成 28 年 8 月 16 日以降通知するものから適用するものとする。

附 則

この要領は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、同日以降、入札公告、指名通知又は見積依頼を行うものから適用する。

入札（内訳書）無効例

別表

	内 容	例 示
1	住所、商号又は名称に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○ 内訳書の住所、商号が入札書の住所、商号と著しく異なる場合 ※ 軽微な誤字、脱字がある場合は除く ※ 他社の商号などがある場合は談合の疑義ありとして取り扱う
2	案件名に不備があり、入札書と同一性が判別できない場合	○ 内訳書の案件名が入札書の案件名と著しく異なる場合 ※ 軽微な誤字、脱字がある場合は除く
3	内訳書の工事（業務）価格が入札金額と端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合	○ 内訳書の工事（業務）価格が端数処理の範囲（千円未満の端数切りの範囲）を超えて入札金額と異なる場合
4	記載すべき内訳項目が過不足している場合	○ 単抜き設計書の項目と不一致の場合 ○ 項目を省略し、一式表示している場合 ○ 一括値引き等の項目を新たに作り金額調整している場合 ※ 一式表示がやむを得ないと認められる場合は入札公告等で通知する。
5	内訳書の各内訳金額に誤り等があり、内訳書の合計金額と一致しない場合	○ 内訳書の中に計算間違いがある場合 ※ 合計の不一致が端数処理程度の場合を除く
6	内訳書の重要な項目（商号又は名称、案件名、内訳項目及び金額等）の全部又は一部の記載がなく、入札書と同一性が判別できない場合	○ 商号又は名称の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○ 案件名の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合 ○ 内訳項目や金額等の全部又は一部の記載がないことにより、入札書と同一性が判断できない場合
7	内訳書とは無関係な書類である場合	○ 提出された書類が内訳書以外の書類等の場合
8	他の案件の内訳書である場合	○ 提出された内訳書が別案件の場合
9	白紙である場合	○ 提出された書類が白紙の場合
10	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合	○ 内訳書が全く提出されていない場合 ○ 内訳書の一部が欠落している場合 ○ 内訳書が数枚にわたる場合等で全てが提出されていない場合
11	内訳書が特定できない場合	○ 複数の内訳書の提出があり、特定できない場合
12	内訳書が電子データの場合で破損等により内容が確認できない場合	○ 内訳書のファイルが破損等により内容が確認できない場合 (上記の場合で入札者の責に帰さない場合で内訳書の再提出を求めたが提出のない場合を含む)